

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度 (令和5年3月2日変更)
計画主体	本別町

## 本別町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林課農務担当  
所在地 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1  
電話番号 0156-22-8126  
FAX番号 0156-22-5950  
メールアドレス nousei@town.honbetsu.hokkaido.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、アライグマ ハシボソガラス・ハシブトガラス（以下、カラスと表記） ドバト・キジバト（以下、ハトと表記）
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	本別町内全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和2年）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害額 (千円)
エゾシカ	小麦	23.47	4,928
	牧草	27.82	7,398
	小豆	21.15	16,041
	大豆	11.23	3,035
	その他豆類	5.61	4,045
	馬鈴薯	4.25	4,184
	スイートコーン	0.88	763
	デントコーン	3.65	2,040
	ビート	19.49	13,185
	その他野菜	0.01	30
	計	117.56	55,649
ヒグマ	小麦	0.9	189
	デントコーン	0.85	475
	ビート	0.14	95
	スイートコーン	0.07	61
	計	1.96	820
キツネ タヌキ アライグマ	小麦	0.49	103
	ビート	0.65	440
	小豆	0.13	99
	大豆	0.09	24
	馬鈴薯	0.19	187
	スイートコーン	0.10	86
	デントコーン	0.33	184
	計	1.98	1,123
カラス ハト	小麦	0.08	17
	ビート	0.14	95
	小豆	0.06	38

	その他の豆類	0.01	7
	馬鈴薯	0.04	38
	牧草	0.2	53
	スイートコーン	0.02	17
	デントコーン	0.08	45
	計	0.63	310

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

<p>エゾシカによる被害は例年3月から10月にかけて、てん菜・牧草・豆類の食害が大部分を占め、鹿侵入防止柵の隙間をついて侵入が目立ち町全域にその被害が広がっている。</p> <p>ヒグマによる被害は活動時期に、国有林が隣接する町内の東側を中心に小麦・デントコーン・ビートの食害のほか農作物の踏み荒らしや牧柵の倒壊がある。</p> <p>キツネ・タヌキ・アライグマによる被害はてん菜・馬鈴しょが大部分を占めている。1年を通して家畜への被害もあり、増加傾向にある。</p> <p>カラス・ハトによる被害はてん菜・豆類など被害は多岐に渡るが増加傾向にある。</p>
---

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

## (3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)	備考 (軽減率)
エゾシカ	被害額	55,649 千円	44,519 千円	20%減
	被害面積	117.56 ha	94.0 ha	20%減
ヒグマ	被害額	820 千円	656 千円	20%減
	被害面積	1.96 ha	1.6 ha	20%減
キツネ・タヌキ・ アライグマ	被害額	1,123 千円	898 千円	20%減
	被害面積	1.98 ha	1.6 ha	20%減
カラス・ハト	被害額	310 千円	248 千円	20%減
	被害面積	0.63 ha	0.5 ha	20%減
計	被害額	57,902 千円	46,321 千円	20%減
	被害面積	112.13 ha	97.7 ha	20%減

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンターによる一斉捕獲の実施</li> <li>・ハンターによるくくりわなでの捕獲</li> <li>・生息調査（ライトセンサス）</li> </ul> <p>【ヒグマ・キツネ・タヌキ・アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箱わなの設置、銃器による駆除</li> </ul> <p>【カラス・ハト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンターによる一斉捕獲の実施</li> <li>・箱わなの設置、銃器による駆除</li> </ul>	本町は猟銃の使用できない区域が多い 夜間は猟銃を使用できないこと
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ侵入防止柵は国有林がある本別町の東側を中心に平成9年度～平成10年度と平成22年度～平成23年度にかけて設置した。 あわせて平成23年度以降は自力施工による金属柵・電気柵を設置している。	平成23年度を以って本町の鹿被害の7割を占める東側に侵入防止柵を張り巡らせたが、国道・道道や河川に柵を設置できないことから、現在も侵入被害がある。また本町西側の被害も増加傾向にあり、新たにエゾシカ侵入防止柵等の設置が必要。
生息環境管理その他の取組	年2回（7月と10月）のエゾシカライトセンサスの実施を行いエゾシカの生息状況の把握をしてきた。 狩猟講習会の開催実施をした。	担い手育成、確保が必要

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。  
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

農林業に被害を及ぼす有害鳥獣の生態を研究するとともに、侵入防止柵の設置・補修と徹底的な維持管理を図り、ハンターによる猟銃やわなの技術向上による防止対策を併用することで、被害を最小限に抑える。また、ICTの活用も推進していく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・北海道猟友会本別支部と農林業被害情報等を共有し、捕獲体制の充実を図る。
- ・万一の事故に備え捕獲従事者が加入するハンター保険経費の一部を町が補助して、捕獲従事者の保護に努める。
- ・鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる事由がある場合については、協議会で検討して各関係機関に指導を仰ぐ。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ・ヒグマ キツネ・タヌキ アライグマ・ カラス・ハト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手育成・確保のため、狩猟免許取得講習会への参加を支援する</li> <li>・わな等の資材を導入して捕獲技術の向上を図る</li> </ul>
令和5年度		
令和6年度		

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

有害鳥獣の個体数把握と、過去の捕獲実績を勘案して捕獲計画頭数の設定をする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	500頭	525頭	550頭
ヒグマ	10頭	10頭	10頭
キツネ	100頭	100頭	100頭
タヌキ	100頭	100頭	100頭
アライグマ	50頭	50頭	50頭
カラス	450羽	450羽	450羽
ハト	100羽	100羽	100羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

エゾシカについては、一般狩猟期間を含め通年で全町を対象にして銃器及びくくりわなによる捕獲を実施し、更に、農林業被害を最小限に抑えるため出没頻度の高い地区を重点地区として設定し効率的な捕獲を実施する。

ヒグマ・キツネ・タヌキ・アライグマ・カラス・ハトについては、出没情報を収集し銃器捕獲あるいは捕獲機材の適切な場所の選定により捕獲増頭を図る。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>散弾銃は有効射程距離が短いため、駆除を推進するためライフル銃の使用が必要となり、被害状況及び安全面等を十分考慮し、必要に応じて銃猟免許所持10年未満の実施隊員のもライフル銃を所持させ捕獲することを検討する。捕獲は実施隊員による一斉捕獲（追込み猟および流し猟）および個別捕獲とし、バックストップがある安全な場所で実施します。</p> <p>捕獲は町内一円で狩猟期間を除いた通年で実施し、必要に応じて狩猟期間中も捕獲区域（義経山鳥獣保護区等）を限定し、勢子による追込み猟を実施します。</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事しているものにライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
本別町	エゾシカ・タヌキ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

#### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	侵入防止柵の設置 自力施工 電気柵 18,000m 金属柵 20,000m	侵入防止柵の設置 自力施工 電気柵 18,000m 金属柵 20,000m	侵入防止柵の設置 自力施工 電気柵 18,000m 金属柵 20,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ ヒグマ キツネ タヌキ アライグマ カラス ハト	侵入防止柵の管理徹底、激光の設置による侵入防止、爆音機・擬似音機の設置による追い払い活動を行う。ヒグマの生態を理解し、野生動物誘引の原因になるものの管理を徹底する。		

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

## 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ ヒグマ	年2回(7月と10月)のエゾシカライトセンサスの継続 狩猟講習会の開催
令和5年度	キツネ タヌキ アライグマ	
令和6年度	カラス ハト	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

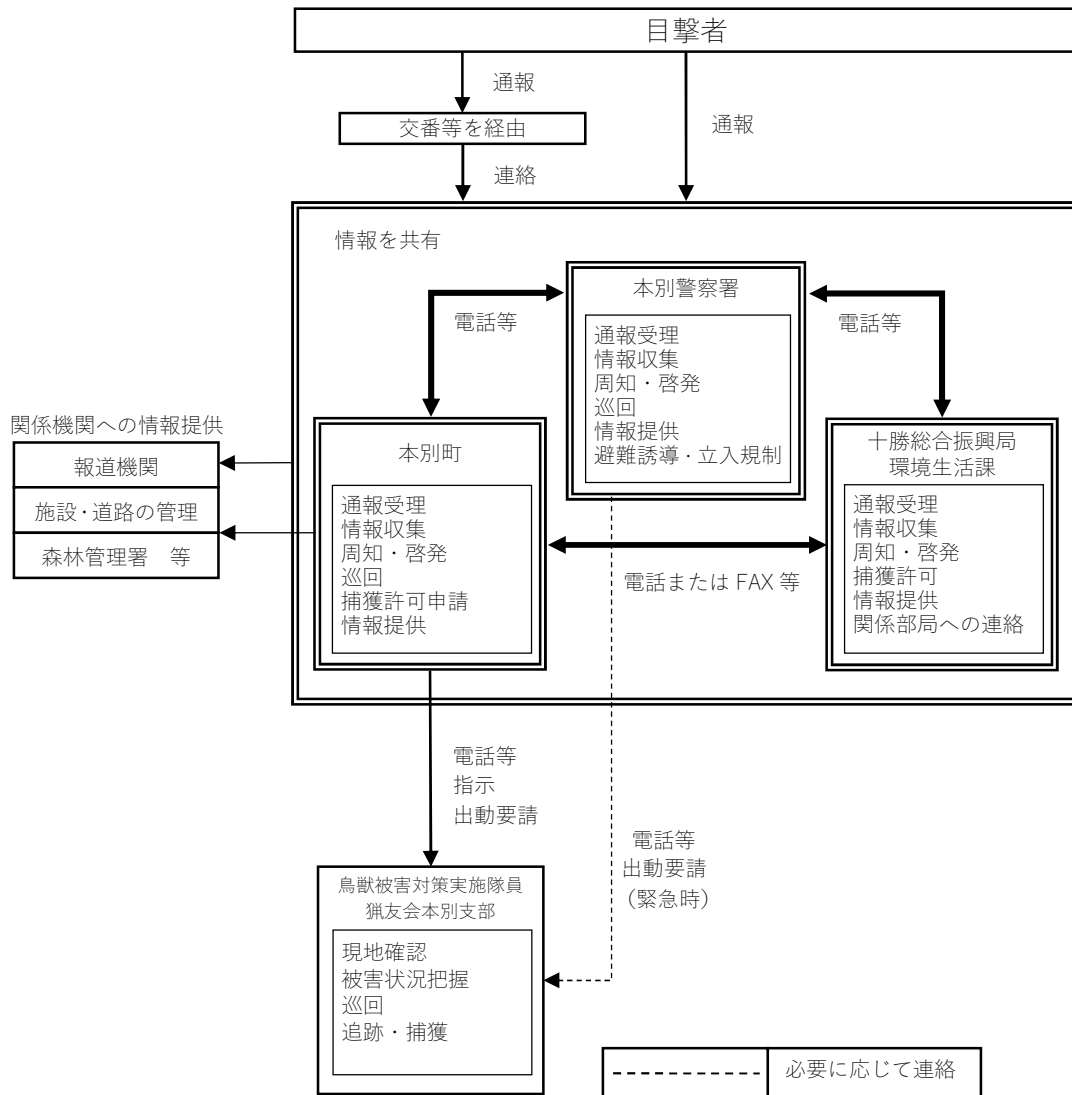
## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

構成機関の名称	役割
北海道十勝総合振興局	出没状況等の把握と市町村への情報提供
北海道釧路方面本別警察署	本別町への連絡、住民への注意喚起、パトロール
本別町	関係機関等への連絡、住民への注意喚起、パトロール
本別町鳥獣被害対策実施隊	本別町への出没状況の連絡、安全確保の為に緊急出動
北海道猟友会本別支部	本別町への出没状況の連絡、安全確保の為に緊急出動

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。  
緊急時には、住民への安全を第一とし、電話連絡を優先する等、臨機応変に対応を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、原則持ち帰り、各町の定めに従い所定の処理施設での処分を基本とする。ただし地形、地質、積雪等の要因により持ち帰るのが困難な場合や、やむを得ない事情がある場合は、生態系に影響を及ぼさないよう適切は方法で埋設処理を行う。なおエゾシカについては、肉・毛皮等の有効利用を図る。その際、食肉利用については、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠した衛生管理を行い、食肉として安全性を確保するとともにより安心な付加価値の高い食肉としての流通を図る。また、カラスについては、CO2 殺処分を実施する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。



## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

### (2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	本別町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
本別町	協議会の運営
本別町農業協同組合	農業者への指導及び調整と被害情報収集
十勝農業共済組合北部事業所	農業共済制度による被害情報の提供
十勝農業改良普及センター十勝東北部支所	農業者への指導及び調整
本別町農民同盟	農業者の意見聴取及び調整
十勝東部森林管理署	国有林野の被害情報の提供と協力
十勝総合振興局森林室足寄事業所	林業者への指導及び調整
本別町森林組合	民有林被害状況の情報と森林整備指導及び調整
北海道猟友会本別支部	捕獲指導及び捕獲の実施
東本別牧柵管理利用組合	エゾシカ侵入防止柵の維持管理
本別勇足牧柵管理利用組合	エゾシカ侵入防止柵の維持管理
仙美里牧柵管理利用組合	エゾシカ侵入防止柵の維持管理
牧柵未設置地区業務協力員代表 (仙美里西・美里別中・フイト負簾・美蘭別・押帯)	エゾシカ被害状況の把握と侵入防止柵の導入検討

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の活動を積極的に実施する。実施隊の業務は対象鳥獣の捕獲等を中心に実施し、本町の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に遂行するものとする。  
平成 23 年 4 月 1 日実施隊設置 (隊員 43 名 (令和 3 年度時点))

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項 (地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。) について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。